令和6年2月市議会建設水道委員会資料

第36号議案 長崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例

目次								
								ページ
1	条例改正の背景	(国の水道整備	・管理行政の	移管)	 		 	• 2
(2	条例改正の概要 1) 改正理由 2) 改正する条例 3) 改正内容 4) 施行期日	• • • • •			 	· • • • •	 • • • • •	• 3
3	新旧対照表·				 		 	• 4
4	田広汁人							4

上下水道局

1 条例改正の背景(国の水道整備・管理行政の移管について)

(1) 関係法令の改正について

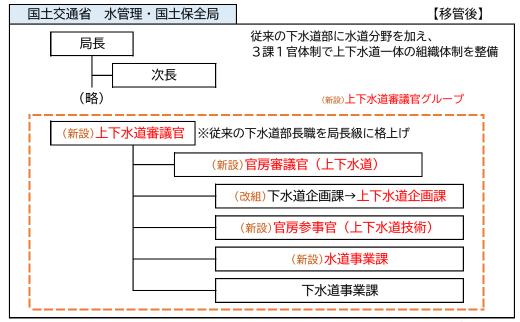
生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」により水道法等の関係法令が改正され、「水道整備・管理行政の機能強化」が図られた(令和6年4月1日付け施行)。

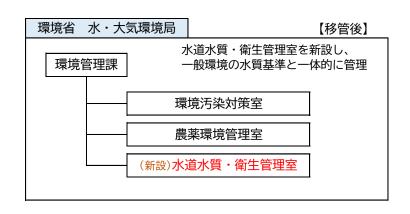
(2) 水道整備・管理行政の機能強化について

- ① 近年の**水道整備・管理行政**においては、人口減少社会の到来に伴う水道事業者の経営環境の悪化、水道施設の老朽化・耐震化への対応、災害発生時の断水への迅速な対応等の課題に取り組むことが強く求められていることから、**社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力・知見を有する国土交通省に移管**し、下水道等の他の社会資本と一体的な整備等を進める。
- ② 水道整備・管理行政の業務のうち、**水質又は衛生に関する水道行政**については、河川等の環境中の**水質に関する専門的な能力・知見を有する** 環境省に移管することにより、水質管理に関する調査・研究の充実等、水質や衛生の面でも機能強化を図る。

	①水道整備・管理行政(右記以外)	②水質又は衛生に関する水道行政
事務の具体例	・水道基盤の強化のための基本方針の策定 ・水道事業等の認可、改善指示、報告徴収・立入検査	・水質基準の策定 ・水道事業者が実施する水質検査の方法の策定
所管	厚生労働大臣 → 国土交通大臣	厚生労働大臣 → 環境大臣

(3) 国の組織体制の見直し





2 条例改正の概要

(1) 改正理由

水道法の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要がある。

(2) 改正する条例

長崎市水道事業給水条例

(3) 改正内容

水道法の一部改正部分を引用している条文について、次のとおり整備する。

○長崎市水道事業給水条例 第8条第1項 及び 第39条第2項ただし書

改正前	改正後
第16条の2第3項の厚生労働省令	第16条の2第3項ただし書の国土交通省令

(4) 施行期日

令和6年4月1日(法の施行期日と同日)

3 新旧対照表

長崎市水道事業給水条例

(工事の申込み)

- 第8条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)及び撤去の工事(以下「給水装置工事」という。)をしようとする者は、管理者が別に定めるものを除き、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。
- 2 申込者は、前項の工事について利害関係人がある場合は、その者の承諾書を 管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認め るときは、この限りでない。

(給水装置の基準違反に対する措置)

- 第39条 管理者は、給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、使用者等の給水の申込みを拒み、又は使用者等が当該給水装置をその基準に適合させるまでの間使用者等に対する給水を停止することができる。
- 2 管理者は、給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、使用者等の給水の申込みを拒み、又は使用者等に対する給水を停止することができる。ただし、法<u>第16条の2第3項ただし書の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が政令第6条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(工事の申込み)

- 第8条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)及び撤去の工事(以下「給水装置工事」という。)をしようとする者は、管理者が別に定めるものを除き、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。
- 2 申込者は、前項の工事について利害関係人がある場合は、その者の承諾書を 管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認め るときは、この限りでない。

(給水装置の基準違反に対する措置)

- 第39条 管理者は、給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、使用者等の給水の申込みを拒み、又は使用者等が当該給水装置をその基準に適合させるまでの間使用者等に対する給水を停止することができる。
- 2 管理者は、給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、使用者等の給水の申込みを拒み、又は使用者等に対する給水を停止することができる。ただし、法<u>第16条の2第3項の厚生労働省</u>つで定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が政令第6条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

4 関係法令

○水道法(令和6年4月1日施行)

(給水装置工事)

- 第十六条の二 水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。
- 2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定 を受けた者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。
- 3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、 <u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。